

平成29年度政府予算編成及び施策に関する要望

# 重点事項

平成28年7月7日

全国町村会

平成29年度政府予算編成及び各種政策の具体化にあたっては、特に下記事項について十分配慮するよう強く要望する。

## 記

### 1. 大規模震災からの復旧・復興と全国的な防災・減災対策の強化に関すること

#### (1) 東日本大震災からの復興対策への万全な措置

平成28年度から始まる「復興・創生期間」においても、財政基盤の脆弱な被災町村が、復旧・復興の加速化に向けて、必要な事業を遅滞なく着実かつ円滑に推進できるよう、国は、基本方針に基づき、万全の予算措置を講じること。

また、全国の市町村からの職員派遣に係る財政支援を継続すること。

#### (2) 原子力災害対策の徹底

福島第一原発事故の早期収束、避難住民の生活支援、損害賠償の迅速化、除染の徹底と放射能による汚染廃棄物の処理の加速化に努めるとともに、原発の安全規制等を抜本的に見直すこと。

#### (3) 平成28年熊本地震からの復旧・復興対策

被災町村すべてが一日も早い復旧・復興を果たせるよう、新たな補助制度の創設、補助率の嵩上げ、地方負担分に対する十分な財政措置など、特別の立法措置も含め、東日本大震災も踏まえた特別の措置を講じること。

また、被災者・避難者に対する住宅並びに医療・福祉サービス等の確保、農地・農業用施設等の復旧や被災生産者に対する営農支援など農林水産業の復旧・復興支援、商工業及び観光業の早期事業再開並びに観光客誘致等への支援など、財政面を含め、十分な支援措置を講じること。

(4) 全国防災・減災事業への十分な財政措置

今後起こりうる大規模災害に対応するため、全国的な防災・減災事業が確実に実施できるよう、緊急防災・減災事業債の恒久化・拡充など十分な財政措置を講じること。

**2. 一億総活躍社会の実現に向けた地方創生の更なる推進に関すること**

[1] 一億総活躍社会の実現に向けた地方創生の更なる推進

(1) 町村が進める地方創生の取組は、政府が「新・三本の矢」として掲げる「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障（介護離職ゼロ）」の推進、すなわち一億総活躍社会の実現につながるものである。

その取組の更なる推進に向け、制度的にも財政的にも十分な支援を行うこと。

(2) 地方創生推進交付金については、町村が総合戦略に基づいた目標達成のため、新たな発想や創意工夫を活かした事業に柔軟かつ積極的に取り組んでいけるよう、できる限り要件を緩和するとともに、対象経費等の制約を大胆になくすなど自由度の高い交付金とし、その規模も拡充すること。

また、地方創生関連補助金等についても、要件の緩和など弾力的な取り扱いを行うこと。

(3) 東京一極集中の是正は、国土の災害対応力の強化、エネルギーの効率的利用等の観点からも重要な課題であることから、政府機能の移転、本社移転など、引き続き積極的に推進すること。

(4) 「地方創生人材支援制度」については、希望する町村に適切な人材が派遣されるよう、必要な人材を確保すること。

## [ 2 ] 社会保障に係る安定財源の確保

一億総活躍プランにおいて新たに打ち出された子育て支援、介護支援施策等を含め、子育て支援、医療、介護等の社会保障の充実を推進するためには、所要の安定財源の確保が不可欠である。

その担い手である町村は、これまで、子ども・子育て支援新制度をはじめとする社会保障の充実のための諸施策に取り組んできているところであり、こうした町村の社会保障施策の推進に支障が生じることのないよう、国は必要な財源を確実に確保すること。

## [ 3 ] 子育て支援の充実

(1) 乳幼児への医療費助成（地方単独事業）を行うことに対する国庫負担金及び普通調整交付金の減額調整措置については、早急に廃止に向けた結論を出すとともに、国の制度として無料化を実施するなど、適切な措置を講じること。

(2) 市町村が地域の実情に応じ、障害児を含むすべての子どもに対するサービスを安定的に実施できるよう、「子ども・子育て支援新制度」の質の充実に向けて、1兆円超の財源を確保すること。

(3) 保育士の養成や処遇改善など、人材確保に取り組むこと。

(4) 大学生等を対象とした給付型奨学金制度を早期に創設すること。

## [ 4 ] 介護サービスの基盤確保

(1) 「介護離職ゼロ」を達成するため、介護サービス基盤を整備するとともに、介護従事者の養成や処遇改善など、人材確保に取り組むこと。

(2) 地域医療介護総合確保基金については、地域の実情に応じた基盤

整備ができるよう、必要な財源を確保するとともに、町村の意向に十分配慮した配分とすること。

- (3) 生活支援サービス等を担うNPOやボランティア等の参入が促進されるよう支援策の充実を図ること。

### 3. 町村自治の確立に関すること

- (1) 道州制は導入しないこと。
- (2) 地方分権改革に関する「提案募集方式」については、可能な限り地方からの提案を実現すること。

### 4. 地方税財政に関すること

- (1) 地方交付税の総額の確保

町村が自主性・自立性を発揮し様々な施策を着実に実施していくためには、継続的に安定した自主財源の確保が必要であり、特に地方交付税総額の安定的確保が不可欠である。そのため、「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充するとともに、「歳出特別枠」を堅持し、地方交付税等の一般財源の総額を確実に確保すること。

また、条件不利地域や小規模町村において必要な行政サービスを確実に実施できるよう、段階補正を復元するとともに、人口急減補正を拡充すること。

- (2) ゴルフ場利用税の堅持

ゴルフ場利用税は、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策、農薬・水質調査等の環境対策、消防・救急など所在町村特有の行政需要に対応するとともに、地域振興を

はかる上でも不可欠な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

### (3) 償却資産に係る固定資産税の堅持

土地・家屋と一体となって生産活動に使われている償却資産に係る固定資産税については、28年度において時限的な軽減措置が設けられたが、この税は町村財政を支える安定した基幹税であることから、国の経済対策等の手段として見直すことのないようにするとともに、軽減措置は今回限りの特例とすること。

### (4) 地球温暖化対策等のための地方税財源の確保

平成28年度税制改正大綱において、「都市・地方を通じて国民に等しく負担を求め、市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制（森林環境税（仮称））等の新たな仕組みを検討する」と明記されたことから、森林・林業・山村対策の抜本的強化をはかるための「全国森林環境税」の導入に向け、早期に具体的な制度設計を行うこと。

## 5. 国民健康保険に関すること

(1) 国民皆保険制度を堅持するため、都道府県を軸とした保険者の再編・統合を推進し、医療保険制度の一本化をはかること。

(2) 「国保法等一部改正法」に基づく新たな制度を円滑に施行できるよう、詳細な制度設計やシステムの開発・改修等に万全を期すこと。

(3) 新たな制度施行後における都道府県と市町村の役割分担の在り方等の見直しの検討については、できるだけ早期に開始すること。

## 6. 教育施策等の推進に関すること

(1) 地域住民の拠り所となっている小中学校の消滅は、地域コミュニティの衰退を招き、地方創生にも逆行することから、強制的な学校の統廃合につながる機械的な教職員定数の削減は行わないこと。

また、特別な配慮を必要とする児童生徒の増加等、教育課題が複雑かつ困難化している状況にあることから、教職員定数の加配定数に関しても少子化に伴った機械的な削減は行わないこと。

(2) 老朽化したスポーツ・文化施設の安全確保、長寿命化のための施設改修や建替え等、各種装置の高度化、施設の多機能化、省エネルギー化・バリアフリー化等の機能向上に対する国の財政措置を創設すること。

## 7. 農林水産業に関すること

(1) TPP協定により影響を受ける農林漁業者が希望をもって経営に取り組めるよう、「総合的なTPP関連政策大綱」に基づき、TPP対策を着実に実施するとともに、原料原産地表示の拡大や「TPP対策基金」を創設すること。

(2) 新たな食料・農業・農村基本計画を踏まえ、地域がそれぞれの特徴を活かした農業政策を実施し、農村が将来にわたり持続できるよう、農業の成長産業化に向けた産業政策と多面的機能の維持・発揮などの地域政策をバランスよく実施すること。

(3) 新たな森林・林業基本計画を着実に実施すること。

また、町村に義務付けられた林地台帳の整備を円滑に進めるため、町村の事務負担、経費負担の軽減をはかり、必要な体制整備が行えるよう、技術面の支援と併せて、万全の財政措置を講じること。

- (4) 水産基本計画の見直しにあたっては、地域の実態を十分に踏まえ、水産業の振興や漁村の活性化がはかれるよう、財源、実施工程、人材の確保・育成等について、実効性のある計画を策定すること。
- (5) 農林漁業用A重油に係る税制特例措置を恒久化すること。
- (6) 農林水産公共予算については、所要額を確保すること。

## 8. 国土政策に関すること

### (1) 「小さな拠点」づくりの推進

新たな国土形成計画（全国計画）においては、「都市と農山漁村の共生」が重要な柱の一つとされるとともに、地域のコミュニティ、地域資源、伝統文化等を支えてきた集落を維持するため、「小さな拠点」づくりの推進が盛り込まれたところであり、これに向けた町村の取り組みを積極的に支援すること。

### (2) 社会資本の老朽化対策の総合的推進

防災・減災等に資する社会資本の老朽化対策を総合的に推進し、とりわけ橋梁・トンネルの修繕や点検に対しては、技術的支援の体制整備や必要な財政措置を講じること。

### (3) 地域交通の維持・確保

中山間地域、過疎、離島等の条件不利地域において、それぞれの地域の特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、「小さな拠点」の形成等の施策との連携や多様な関係者の連携による交通基盤の構築に向けた取り組みを支援すること。